

調布市監査委員告示第 7 号

平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和元年12月27日

調布市監査委員 玉木 國隆

調布市監査委員 岩倉 哲二

調布市監査委員 小林 市之

平成30年度財政援助団体等監査結果に基づく措置事項

部署名	総務部人事課
-----	--------

監査項目	留意事項等	措置事項
<p>2 個別留意事項 (1) 総務部人事課</p>	<p>共済会に四半期ごとに交付している交付金の交付金決定通知書において、交付対象期間が記載されていないものが見受けられた。 適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件に係る交付金決定通知書は、交付対象期間の記載がないまま事務処理を行うことが慣例となっております。 このことについて、平成30年度第4四半期分より、件名及び本文内に交付対象期間を記載するよう事務処理を改めました。 今後も適正な事務処理を徹底いたします。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に基づく措置事項

部署名	調布市職員共済会
-----	----------

監査項目	留意事項等	措置事項
<p>2 個別留意事項</p> <p>(2) 共済会</p> <p>ア 共済会サークルについて</p>	<p>共済会サークルの認定及び助成要綱に基づき確認したところ、サークル要件を満たしていないもの、助成金申請書の添付書類が不足しているもの、繰越金が助成額を超えているもの、助成額が会費収入を超過しているものなどが見受けられた。</p> <p>調布市職員共済会サークルの認定及び助成要綱に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件に係る事務処理は、共済会サークルの認定及び助成要綱（以下「要綱」という。）の遵守に対する意識が、事務局及び各サークルにて低下していたことが原因です。</p> <p>各サークルからは、平成30年度決算書及び活動実績書の提出時に、認定申請時と決算時にて活動内容等に差異があったサークルについては、自主的に助成金の返還がありました。また、要綱に則した手続が行われていない点に関しては、令和元年6月17日付け財政援助団体等監査結果に基づくサークル活動の是正について(通知)を各サークルの代表者宛に送付し、要綱遵守の徹底及び活動内容の見直しについて通知しました。</p> <p>今後は、要綱に則した適正な事務処理を事務局及び各サークルにて徹底して参ります。</p>
<p>イ 共済会関係規約等について</p>	<p>調布市職員共済会規約、調布市職員共済会見舞金等支給細則、調布市職員共済会派遣職員補助金等支給細則、調布市職員共済会事務局処務細則において、引用法令等の改正漏れや運用が規定と異なっているものが見受けられた。</p> <p>規定を再確認し、必要に応じて改正するな</p>	<p>事務局にて定期的な共済会関係規約等（以下「規約等」という。）の点検を怠っていたことが原因です。</p> <p>規約等について、指摘を受けた内容のみならず、その他改善が必要な事項について総点検を実施し、令和2年度に開催する評議員会にて改正を実施する予定です。</p>

<p>ウ 共済会の公印について</p>	<p>ど、法令遵守に努められたい。</p> <p>調布市職員共済会事務局処務細則に基づく公印を確認したところ、規定されている公印が存在せず別の公印が登録されているもの、また、規定されている公印の書体が現物と異なっているものが見受けられた。 細則を再点検し、適正な公印の整備に努められたい。</p>	<p>今後は、毎年1回開催する評議員会前に規約等の確認を実施し、法令遵守に努めて参ります。</p> <p>調布市職員共済会事務局処務細則（以下「細則」という。）制定時に、誤った内容のまま細則を制定してしまったことが原因と考えます。また「調布市職員共済会之印」及び「職務代理者印」とも使用頻度がほとんどなく、定期的な細則の点検も怠っていたため、結果として公印の不存在及び規定されている公印の書体が現物と異なっていることに気がつきませんでした。</p> <p>公印については、現物の公印の書体を引き続き使用するため、令和2年度の評議員会にて共済会規約等の改正と併せて細則の改正を予定しております。議決後、改正後の細則に合わせた公印の新調を実施し、公印整備に努めて参ります。</p>
<p>エ 個人情報の保護について</p>	<p>共済会は、職員の個人情報を数多く扱っているが、個人情報の取扱いに関する規程が整備されていない状況が見受けられた。 市の個人情報保護制度に準じた措置を講じられたい。</p>	<p>個人情報保護に関する認識が甘かったことが原因です。</p> <p>現在、個人情報保護に関する規程の新規制定を予定しており、制度・運用面について確認後、令和2年度に開催する評議員会にて議案提出する予定です。</p>
<p>3 要望事項</p>	<p>共済会会計歳入歳出決算資料を確認したところ、交付金会計の単年度収支は、平成24年度決算から平成29年度決算までマイナスに転じているが、交付金の繰越金の状況は、</p>	<p>本件に関しては、事務局でも長年課題認識をもっており、会員への還元を目的に慰安事業の充実、また事務局の負担軽減を図るため、チケットあっせんに関する事務を外部委託する等、</p>

	<p>平成29年度末で2,200万円余となっている。</p> <p>繰越金の活用については、共済会の内部監査において繰り返し意見が付されており、繰越金の活用方法や交付金のあり方検討など、交付金の適正化に取り組まれない。</p>	<p>繰越金の削減に取り組んで参りました。</p> <p>令和元年度におきましては、共済会設立60周年のため、周年事業としてアウトソーシングのサービス内容の拡充や例年より事業規模を拡大し、繰越金の削減を図っております。</p> <p>今後、交付金額の適正化も含め検討を実施し、適正な会計に努めて参ります。</p>
--	---	--